

群馬自治

7

平成25年

No.337

月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 ☎027-290-1352



ニッコウキスゲと至仏山

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 49

おすすめの一冊⑤⑥ 「黙示」

町村トップ通信

南牧村／市川宣夫村長

特集

幻の道州制

ジャーナリスト 松本 克夫

県町村会／臨時総会、関東町村会トップセミナー、「平成25年度県予算編成及び施策に関する要望」に対する県からの回答

議会から一燈

神流町／田村利男 群馬県町村議会議長会理事

県町村議会議長会／臨時総会、町村議会議長・事務局長研修会

神流町を西から東へ流れる神流川は関東屈指の清流として知られています。昨年は関東一の清流としてランクされました。そんな河川を利用して始まったイベントが「神流の涼」です。平成二十一年に神流川万場地区の河川に観光梁を作り河川敷で鮎の塩焼きを販売したのが始まり。翌年この関東屈指の清流で川遊びを安全に楽しめなうかと企画されたのが「神流の涼」なのです。

神流川の主流から幅三メートル長さ一八〇メートル深さ三〇センチの人工の川を作り、タイヤチューブ（無料貸出）で安全に川を下る。昔から神流川では夏になると地元の子供たちが路線バスでタイヤチューブを持って上流まで行き本流を下った遊びをしていました。昨今ではなかなかタイヤチューブが手に入らないのですが「神流の涼」では大小あわせて三十個を用意しています。

また、会場の神流川と平行して流れる支流、塩沢川では水深も浅く小川の遊びができ、自然の中でサワガニやカジカ・ヤマメ・ハヤなど川の生き物に触れることができます。

神流の涼

そして、浅瀬ではイベント期間中に午前と午後に分け小学生以下を対象にマスが捕まえられる水辺や、岩場から飛び込みができるエリアなど川遊びの楽しさいっぱい。二十畳ほどの川床があり休憩や食事処として暑さを凌いでいただけます。開催中の、土曜、日曜、お盆時期などには町の特産食材を使った郷土料理のお店や、名物の鮎の塩焼きなど料理も楽しんでいただけます。「神流の涼」は今年で四年を迎えます。来場者も初年度は二千人、次年度は六千八百人、そして昨年は八千六百人と、県内外の皆様を知っていただき、春の鯉のぼり祭りと並び神流町を代表するイベントになりました。中山間の地域では、有名観光地なみに整備するのは難しいが、残された自然を活かして、活性化することは、まだまだあると感じます。今年の「神流の涼」は、七月二十日から八月十五日まで。是非みなさんも夏休み、家族と「神流の涼」で楽しい思い出をつくってみてはいかがでしょうか。

（神流町 新井 岩男）

町村トップ通信



南牧村長 市川 宣夫

自然をいかし 活気あふれる村づくり

南牧村の紹介

南牧村は、群馬県の南西部に位置し、東と北は下仁田町、南は上野村、西は長野県佐久市と佐久穂町に接しています。

地形は、林野面積が約九割を占め、一、〇〇〇㊦内外の山々に囲まれ急峻で平地が少なく、東に開けていて、村のほぼ中央を流れる南牧川とその支流に沿って集落が点在しています。

山々は、険阻な峰や絶壁が多く、北と西は妙義荒船佐久高原国立公園内にあり、山紫水明の自然豊かな美しい村です。

現在の人口は、二四〇〇人弱となっており、人口減少は続き、高齢化率は五七㊦と全国一の状態です。

このような中、村の宝である「豊かな自然」を活かした観光施策、道の駅「オアシスなんもく」の活用、空家を利用した移住者の受け入れなど、人の流れを南牧村に引き寄せ、活気ある

村づくりを推進しています。

道の駅「オアシスなんもく」

農林産物直売所「オアシスなんもく」が平成二十三年三月に道の駅として認定され、また、昨年四月には隣接して「商工物産館」がオープンしました。

両施設を併せた「オアシスなんもく」には、村内外から大勢の利用客が訪れています。

「新鮮野菜」はもちろん、「しそ巻」「とらパン」など人気の品はリピーターも多く、他にも炭製品などの特産品を販売し



オアシスなんもく 商工物産館

ています。

今後は、オアシスなんもくを拠点とし、観光施策および地域産業の振興を図っていきます。

南牧の暮らし体験・移住

南牧村での生活を体験していただくため、「暮らし体験民家」を設置しました。実際に「なんもくの暮らし」を体験した人もいますし、問い合わせも多数あります。また、住民で組織する「なんもく山村暮らし支援協議会」と協働し、南牧村へ移住を考えている方へ「空家」を紹介しています。これにより、子どもを含め九世帯が移住してきました。問い合わせも多数ありますので、今後も物件の確保と併せ推進していきます。

「なんしいちゃん」

南牧子ども大使に！

四月に、南牧村のマスコット「なんしいちゃん」を「南牧こ



「山菜まつり」 なんしいちゃん

ども大使」に委嘱しました。

南牧村の未来を担う南牧の子どもをイメージして誕生した「なんしいちゃん」。髪の毛は南牧村の三名瀑「線ヶ滝」「三段の滝」「象ヶ滝」をあらわし、髪飾りは南牧村の花「ひとつ花」、手には特産の「炭」を持っています。これから村内外の各種イベントで南牧村のPR活動に活躍します。

観光地「なんもく」を目指して

「自然をいかし 活気あふれる村づくり」のキャッチフレーズの下、南牧村の自然を目的に村外から訪れる方々をどう迎え入れ、いかにして増やすか。

南牧村には素晴らしい自然があります。滝の宝庫と言われるほどの数々の滝、そして清流、

切り立った山々、いずれも遊歩道を整備し自然を満喫しながらのハイキングが可能です。

また、八月十四日と十五日に行われる県内最大級の火祭り、大日向の「火とぼし」は、毎年たくさんのカメラマン、観光客でにぎわいます。

標高八七〇㊦の黒滝山に建つ山岳信仰の霊場として千年以上の歴史を重ねる「黒滝山不動寺」は、春の新緑、秋の紅葉など素晴らしい景観を見せてくれます。予約をすれば、座禅体験や宿泊、普茶料理を味わうこともできます。

他にも見どころはたくさんありますので、これらの資源を活かした観光施策を推進していきます。

主役は「村民」

活気ある村づくりの主役は「村民」です。村民が生きがいを持って活き活き生活できる村づくり、安心して生活できる村づくりを基本として村政運営を行っていきます。

むすびに、自然豊かな南牧村へぜひお越しください。二度、三度と訪れたくなる村づくりを目指していきます。



幻の道州制

ジャーナリスト 松本克夫

正体不明の構想

道州制は、もう半世紀以上も浮かんで消えを繰り返している構想だから、すでに設計図があるかのように錯覚させられるが、実はそんなものはない。正体不明のままに、言葉だけが踊り、「現在の閉塞感を打破するには道州制しかない」といった願望にすぎないような議論が横行しているのが実情である。

自民党と公明党は、道州制（推進）基本法案を提出する構えである。安倍晋三首相自身、第一次安倍内閣当時、道州制ビジョン懇談会（江口克彦座長）を設け、構想づくりに取り組んだくらいだから、道州制推進の意欲は十分だが、自民党内には慎重論も根強い。法案提出までいくかどうか不透明だが、現状

では、道州制構想としては、同党がまとめた同基本法案の骨子案しかない。これを基に検討することにする。

同基本法案は主に、国会議員、地方代表、有識者などで構成する国民会議を設けて、三年間かけて、道州制の区割りや中身を議論するといった手続きを定めたもののだが、道州制の骨格だけは示している。それによると、都道府県は廃止し、道州を置く。国が担っている仕事のうち、内政関係は大半を道州に移す。都道府県の仕事の多くは基礎自治体に移す。当然、基礎自治体の再編、つまり大規模な市町村合併が必要になる。

これだけでも、道州制のイメージはつかめそうに思えるが、

道州の区割り、国―道州―基礎自治体の事務や税源の配分、道州間や基礎自治体間の財政調

経済再生につながるのか

自民党の骨子案の前文では、「地方分権はいまだ道半ばであり、中央集権体制は維持され、東京一極集中が続いている。こうした状況に、国民は、閉塞感を抱いている」から、「地方分権を一層徹底し」、「より広域でより力のある地方公共団体を創設する必要がある」としている。

これが道州制導入の理由だといわれても、得心がいかない。ただ、「基本理念」として、「東京一極集中を是正し、多様で活力ある地方経済圏を創出し得るよう」にすることや、「国、地方を通じて徹底した行政改革を行うこと」とあるから、目指して

整、国と地方合わせた一千兆円近い長期債務の配分、道州の統治の仕組みなどが定まらなければ、評価のしようがない。

それに、これだけでは、なぜわざわざ道州制を導入しなければならないのか、現在の都道府県―市町村の二層制ではどうしていけないのか、という肝心なことがわからない。

いるのは、経済の再生、東京一極集中の是正、行政改革などであるらしいことは察しがつく。

しかし、道州制にすると、どうして経済が活性化し、東京一極集中が是正されるのか、道筋が定かではない。各道州が競い合えば、全体が活性化するという根拠のない議論が飛び交っているが、道州がインフラ整備や産業政策の主体になるとしても、財源が伴わない限り、腕の振るいようがない。骨子案の「基本理念」には、「道州は、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築すること」とあるから、イメージとしては、できる

だけ自前の財源でやっていける自治体であろう。税源配分の仕方にもよるが、現状の税制を基に考えれば、税収は圧倒的に東京圏に集中している。財政調整を現在の地方交付税制度より大幅に縮小した場合、東京州（または南関東州）の独り勝ちになりかねない。

欧州連合（EU）と比べてみよう。ユーロ圏に入っている国々は、通貨については権限を持たないが、各国の財政は独立しており、相互の財政調整はない。財政調整が小さい形の道州制が実施された場合とよく似た体制である。そこでは、ギリシヤやイタリア、スペインなどで

財政危機が起きている。しかし、経済力の強いドイツは南欧諸国の救済に動くことを渋っている。同じことは道州制の日本でも予想されるところだ。

そうなれば、東京一極集中の是正どころか、東京一極集中を加速する可能性の方が強いと見るのが順当だろう。つまり、財政的に自立度の高い自治体として制度設計しようとすれば、東京州と他の道州との地域間格差が拡大し、逆に手厚い財政調整をすることになれば、現状と大差はなく、何のための道州制か、訳がわからなくなってしまうようなのである。

住民自治は機能するか

道州制構想は長年、経済界が推進の中心になってきたが、そのせいか、住民自治についての配慮が欠けている。欧州各国の州は日本の都道府県並みの規模であり、人口一千万人単位の道州は桁違いに巨大な自治体になる。アメリカには、カリフォルニア州のように、それに匹敵す

る巨大な州もあるが、もともとアメリカの州は連邦より先に成立したもので、それ自体が憲法や立法、司法、行政の三権、それに軍隊まで備えた国である。道州を自治体として設けた場合、住民自治がうまく働くかどうか。国の内政の事務の大半を道州に移管するとすれば、一見、

典型的な地方分権に見える。しかし、地方分権の眼目は、住民がコントロールしやすい身近な地方政府をつくることである。住民にとって、道州が国と同じくらい遠い存在にとどまり、声が届きにくいなら、分権する意味はない。

道州制には、官僚主導の縦割りの体制を打破したいという狙いもあるようだ。しかし、縦割り体制は、政治主導が機能せず、個別の分野ごとに政治家の癒着体制ができあがった結果であり、道州制にすれば解消するといふものではない。道州制となれば、官僚も大量に道州に移る。ここでも、各省間の主導権争いは起きようし、政治主導が働かなければ、縦割り体制は再現する。大蛇を退治したと思ったら、八岐大蛇（やまたのおろち）となって復活するようなものだ。

道州も、首長と議会の二元代表制の形にするのであれば、首長は強大な権力を持つのではないかと警戒されている。しかし、よほど強力なブレーンを抱えていない限り、単身で道州に乗り込んだ首長は官僚に操られる可能性の方が強いのではないか。

自治体らしい自治体が成立す

る条件は、住民が首長や議会を直接リコールできることだろう。住民がリコールできないようなら、国と大して変わらない。一千万人単位の自治体では、直接請求によりリコールに持ち込むのは至難の業であろう。

道州制の実施に伴って、市町村の再編成がある。自民党の骨子案では、「基礎自治体は、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築する」とある。都道府県の権限も併せ持つとしたら、政令指定都市並みである。少なくとも人口三十万人の中核市並みの規模を想定していると見ていい。「平成の大合併」の再現である。離島は別として、町村はすべて消滅となろう。

しかし、人口規模だけで数合わせをして、住民が「自ら考え自ら実践できる」という自治体が成立するだろうか。基礎自治体は歴史や風土、伝統、文化を共有し、共通の課題を抱える地域を基盤にすべきものだろう。「平成の大合併」では、広大な過疎地を抱える政令指定都市も

プロフィール

ジャーナリスト 松本克夫（まつもと・よしお）

1946年群馬県生まれ。東京大学法学部卒、日本経済新聞社に入り、政治・経済・産業の各部の記者、和歌山支局長、熊本支局長、論説委員兼編集委員などを経て、2006年に退職、フリーのジャーナリストに。2009年12月から3年間総務省地方財政審議会委員を務めた。現在、全国町村会道州制と町村に関する研究会委員、日本自治学会理事を務めている。著書に『風の記憶 自治の原点を求めて』（ぎょうせい）など。

誕生した。広域自治体ならともかく、基礎自治体としては性格不明の化け物である。化け物のような基礎自治体で全国を埋め尽くして、住民自治は充実するだろうか。

「平成の大合併」で身に沁みたと通り、合併はすべてミニ集権である。周辺化した地域の疲弊

は目に見えている。巨大化した基礎自治体と道州のそれぞれの内部で一極集中は進もう。東日本大震災の被災地では、仙台市とその周辺だけが人口増加となり、他の地域は激減している。仙台市独り勝ちともいわれている。道州制が行き着くところを暗示している。

強制か住民の意向優先か

道州制の議論は、一部の国会議員や首長、経済界の内部にとどまっている。恐らく多くの住民は知識も関心もないに違いない。身近な政府優先の補完性の原理に従えば、まず住民が今の基礎自治体では小さすぎるから

らない。各地で住民投票要求が出よう。全国各地の住民の同意を得るとなったら大変な作業である。その段階で、雲の上で議論を進めていた罰を痛感することになる。

もっと大きくしてほしいと要求し、大きな基礎自治体を補完するには都道府県では小さすぎるから道州制を考えようという具合に進むのが順序であろう。住民抜きで、まず道州制を考え、道州制になると基礎自治体は小さすぎるから合併だという議論は順序が逆である。

道州制議論はかつての原子力の論議と似ている。原子力の論議では、現在の軽水炉から高速増殖炉、核融合と進めば、やがて資源の制約がなくなるというた楽観論が支配していたものだ。しかし、現実には、軽水炉の福島第一原子力発電所で大事故を引き起こし、高速増殖炉は原型炉の「もんじゅ」が運転段階でつまづいている。具体化が進むほど、障害の大きさを思い知らされている。道州制も、具体的制度設計に入れば、壁にぶつかるに違いない。経済の再生、東京一極集中の是正、住民自治の充実といった目標をすべて満たすような道州制の制度設計は困難だと思ひ知らされよう。道州制は現在と同様、将来も夢幻のままであろう。

まだ先の話だが、仮に道州制を実施するとして、どういう風にするのだろうか。道州制実施法を制定し、有無をいわせず、強制的に実施するのだろうか。それでは地方分権の精神に反するし、まさかそんな乱暴なことはできないだろう。現在の都道府県や多くの市町村は廃止になるとしたら、それぞれの自治体の住民の意向を聞かなければな

ならない。各地で住民投票要求が出よう。全国各地の住民の同意を得るとなったら大変な作業である。その段階で、雲の上で議論を進めていた罰を痛感することになる。

正副会長、監事を再任

群馬県町村会臨時総会

群馬県町村会は、五月二十一日、東京都・全国町村会館において臨時総会を開催した。

宮前会長は、開会挨拶で、T P P交渉への参加や道州制の間

題について、全国町村会と連携し、適切に対応しなければなら
ない町村長へ協力を求めた。
また、東日本大震災の被災地
支援のため、新年度に入り、中



臨時総会



就任あいさつをする正副会長及び監事

之条町から二人、
草津町、みなかみ
町、玉村町、明和
町、大泉町及び邑
楽町からそれぞれ
一人の職員を被災
地に派遣してお
り、各町長の理解
と協力に謝意を述
べた。

総会議事では、
任期満了に伴う正
副会長及び監事選
任の承認が提出さ
れ、五月二十日開
催の理事会で選任
された次の正副会
長及び監事が異議
なく承認された。

会長 宮前 鉄十郎
(神流町長)

副会長 市川 宣夫
(南牧村長)

〃 貫井 孝道
(玉村町長)

監事 茂原 莊一
(甘楽町長)

〃 金井 康行
(下仁田町長)

任期は、平成二十五年五月二
十五日から平成二十七年五月二
十四日までの二年間。

その他の議事としては、平成
二十四年度全国町村職員生活協
同組合群馬県支部会計補正予算
(第二号)の報告も行われた承
された。

なお、正副会長以外の理事は、
次のとおり。

理事 石関 昭

(吉岡町長)

〃 高山 欣也

(長野原町長)

〃 荒木 毅

(高山村長)

理事 千明 金造

(片品村長)

〃 関 清

(川場村長)

〃 恩田 久

(明和町長)

〃 金子 正一

(邑楽町長)

当選町村長紹介



上野村 神田 強平

一九四九年四月三日上野村生
まれ。六十四歳。趣味は読書、
旅行。「初心忘るべからず」を
座右の銘としている。これまで
読んだ本で感動したのは「わが
道これを貫く」(著者・黒澤丈
夫)。



大泉町 村山 俊明

一九六二年七月二十五日、大
泉町生まれ。五十歳。趣味は魚
釣り。「為せば成る 為さねば
成らぬ何事も」を座右の銘とし
ている。これまで読んだ本で感
動したのは「涙が出るほいほい
話」(若森繁男・発行)。

1都5県63人の町村長集まる

関東町村会トップセミナー開催

本県からは

二十一人が参加

関東町村会は、研修の効率化並びに町村どうしの情報交換及

び連携を図ることを目的に、平成十八年度から都県町村会の共同開催により、町村長を対象としたトップセミナーを開催している。

今年度は、本会、埼玉県町村

会、千葉県町村会、東京都町村会、神奈川県町村会および山梨県町村会の六都県町村会が参加し、五月二十一日・二十二日に、東京都・全国町村会館で開催され、県境を越えた町村長の連携・親睦がより深まった。

本県からは二十一人、埼玉県町村会からは九人、千葉県町村会からは九人、東京都町村会からは七人、神奈川県町村会からは八人、山梨県町村会からは九人の町村長（副町村長含む）が出席し、各講師の提言に真剣に耳を傾けていた。演題及び講師は次のとおり。

日本国憲法の理念から考える道州制



伊藤 塾 熟長
弁護士
伊藤 真 氏

宇宙、太陽系、地球、そして生命と第二の地球はあるか



独立行政法人宇宙航空研究開発機構
宇宙科学研究所
学際科学研究系 教授
阪本 成一 氏

時局展望



政治ジャーナリスト
泉 宏 氏

不良長寿のすすめ



順天堂大学医学部
免疫学特任教授
奥村 康 氏

県が17項目に回答

「平成二十五年度県予算編成及び施策に関する要望」に対する県からの回答

群馬県の平成二十五年度予算編成と施策に関連して、県町村会では昨年十月十七日に大澤知事に対し政策提言的な各種要望を行ったが、その要望事項に対して県担当部から次のとおり回答があったので、以下に掲げる。

一 地方交付税の充実強化について

◇回答

地方交付税の充実強化については、地方六団体が国に要望してきたところであるが、群馬県でも、独自の取組みとして「国の施策等に関する政策要求」において、財源調整・財源保障機能の確保、地域の行政需要の的確な反映、交付税率の引き上げなどによる地方交付税の増額確保を国に要望した。

平成二十五年度地方財政計画においては、一般財源総額は前年度と同水準が確保されたところであるが、職員給与費の削減により地方交付税の総額は減額

となっている。

今後、地方交付税の減額による町村財政への影響にも留意しながら、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額が確保されるよう、さまざまな機会を捉えて国への働きかけを行ってまいりたい。

二 地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

◇回答

県としても、今後、様々な行政需要の増加が見込まれる中、健全な財政運営を継続していくため、自主財源の確保が必要不

可欠であり、その対策が地方税共通の課題になっていると考えている。

このため、県税務職員の市町村派遣のほか、合同滞納整理、不動産合同公売、実務研修制度を活用した中核職員の育成など、市町村との連携を強化してきたところである。今後も専任組織による県税務職員の市町村派遣や実務研修を継続するほか、各市町村の実態に応じた連携を図ってまいりたい。

また、実務研修制度を活用した中核職員の育成では、新たな研修生の受け入れに加え、各市町村に戻った研修生に対して、引き続き、連携を図り、支援を行ってまいりたい。

さらに、二十三年度に設置した「地方税徴収対策推進会議」

においても、市町村の管理職を中心に組織マネジメントや徴収対策についての検討や協議を行うなど、その成果を県職員の市町村派遣や地方税対策会議を通して、全市町村と情報共有を引き続き、図ってまいりたい。

三 国の出先機関改革について

◇回答

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」は、平成二十四年十一月十五日付けで閣議決定されたところであるが、それまでの間、市町村からご指摘のようなご意見等があったことは承知している。

同法案については、政権交代後の取扱いが不透明な状況であるため、今後の動向を注視していきたい。

四 道州制について

◇回答

政権交代の結果、今後、道州制の議論が進められることが見込まれるが、現状では、道州制をめぐる議論は十分とは言えず、その理念や性格について、まだ国民の共通の認識が得られていない状況であると考えている。

道州制の議論は、制度ありきという視点ではなく、地方分権を推進していく中で、国と地方の役割分担を明確にした上で、その必要性も含めて、段階を経た丁寧な議論が必要であると考えている。

五 予防接種の国による財源措置等について

◇回答

三ワクチンについては、平成二十五年度から定期接種化される予定であり、その財源措置については、国が責任をもって財源措置を講じるよう厚生労働省に要望してきたところです。

結果、平成二十五年度から公費負担の対象範囲が九割となる

よう、市町村に対して普通交付税措置が講じられることとなります。

併せて、既存の定期接種分についても、九割分が普通交付税措置されることとなります。

六 国の妊婦健康診査臨時特例交付金の継続に関する国への働きかけについて

◇回答

妊婦健康診査臨時特例交付金の継続については、群馬県独自の要望活動のほか、全国衛生部長会を通じて、その継続を厚生労働省に要望してきたところです。

結果、妊婦健康診査臨時特例交付金は平成二十四年度をもって終了することとなりましたが、国においては、恒久的な財源として、市町村に対する普通交付税を措置することとなります。

七 国民健康保険の運営の広域化について

◇回答

市町村国保は、高齢化等によ

る構造的な問題を抱え、財政的に大変厳しい状況であると認識しております。

国保運営の広域化については、国の高齢者医療制度改革会議の最終取りまとめ（平成二十二年十二月二十日）において、後期高齢者医療制度の今後のあり方とともに方向性が示されましたが、高齢化等による市町村

八 「尾瀬学校」の継続実施及び「渡良瀬学校」（仮称）の創設について

◇回答

「尾瀬学校」は、自然保護の原点であり自然の宝庫である尾瀬を、群馬の子どもたちが一度は訪れ、ガイドを伴った質の高い自然体験を通して自然保護の意識を醸成するとともに、郷土を愛する心を育むことを目的としており、宿泊で実施することによりその効果がより高められ、大変有効であると考えています。

このため、平成二十三年度から宿泊に関する補助内容を拡充し、尾瀬内の山小屋に宿泊し尾

瀬学校を実施する場合には、二日分のバス代、ガイド料及びガイドの宿泊料を補助しており、平成二十五年度当初予算も九〇、〇〇〇千円を計上しています。

国保の構造的な財政問題の解決が不可欠であるとの観点から、現在、国と地方の協議の場で市町村国保の基盤強化策が議論されているところであり、市町村の皆様としっかりと意見交換を図り、今後の「社会保障制度改革国民会議」などの動向を注視しながら取り組んでいきたいと考えております。

九 尾瀬国立公園内の有害鳥獣の捕獲等について

◇回答

尾瀬ヶ原を中心に、シカによる湿原の踏み荒らしやミズバシヨウなどの食害が深刻化していることから、わな等による捕獲を集中的に実施するため、平成二十五年度当初予算は一三、〇〇〇千円を計上しました。当面、実施期間を平成二十五年度からの三年間とし、環境省とは別のシカ移動ルート上に進入防止柵やくくりわなを設置することにより、個体数調整を積極的に推進します。

また、ツキノワグマ対策については、尾瀬保護財団が事務局となって運営している尾瀬国立公園ツキノワグマ対策協議会において、尾瀬国立公園ツキノワグマ出没対策マニュアルに沿った対策を実施することが基本で

る。このため、平成二十三年度から宿泊に関する補助内容を拡充し、尾瀬内の山小屋に宿泊し尾

あると思慮することから、当財団の体制を充実させるため、山の鼻ビクターセンター管理運営に係る経費の中に、安全対策要員の経費を算定しているところ

です。

今後、ツキノワグマ対策協議会の構成員である環境省をはじめ、関係自治体を取り組むべき対策の内容、対策の体制等については引き続き検討していくことが必要であると考えています。

十 農産物の風評被害払拭に向けた取組について

◇回答 (環境森林部)

きのこの風評被害は依然として発生しているため、県では風評被害払拭に向けて、モニタリング検査を継続的に実施し安全性をPRしてきました。来年度もモニタリング検査を継続するとともに、風評被害払拭イベントも積極的に実施していく予定です。

また、賠償請求については農畜産物損害賠償対策群馬県協議

会と連携して進めており、平成二十三年の被害分は既に支払いが始まっています。「きのこ」については平成二十四年分も請求が始まっており、早期に支払われるように引き続き支援していきたいと思います。

(農政部)

●農産物の風評被害払拭に向けた適切な取組

風評被害対策として農産物の安全性PRについては、『農産物を定期的に検査し、その結果を速やかに公表している』ことを広く理解を求めることを基本的な考え方とし、消費者・実需者に対し、科学的な検査結果に基づく客観的な判断と冷静な購買行動を、原発事故発生直後の平成二十三年三月より訴えているところである。

具体的には、ぐんまちゃん家や中央卸売市場をはじめ、県内外の消費者・実需者を対象に、知事からのメッセージの発信や県産農畜産物の試食・即売イベント等を積極的に開催し、平成二十三年度は知事によるトップセールス十二回を含む二百二回のイベントを県内外で開催し、安全性を積極的にPRしてきたところである。

平成二十四年度においても引き続き、米、野菜、牛肉、きのこなど、県産農畜産物の安全性に対する不安を払拭し、消費を回復させるため、農業団体や市町村等と連携して安全性や検査体制のPRを積極的に行ってきたところであり、今後も継続して参りたい。

●東京電力への損害賠償請求において、県として十分な支援

県産農産物に係る損害賠償については、J-Aグループが中心となって設立した「農畜産物損害賠償対策群馬県協議会」を窓口として東京電力(株)に請求を行っており、早期支払いの要請や、協議の進展により、平成二十五年二月末時点で請求額が二百二十九億八千万円、支払額が百五十七億二千万円で、支払率は六八^八百となっている。

今後は、補償の範囲や算定方法で合意された項目から支払いが進むと見込まれるが、県としては、引き続き支払状況を注視し、東京電力(株)に対して迅速かつ万全の補償を働きかけるとともに、市町村や関係団体と一体となって、被害生産者の経営に支障が生じないよう支援して参りたい。

十一 「農地利用集積促進事業」補助金の要件緩和と奨励金の対象拡大について

◇回答

本県農業の担い手である認定農業者の経営規模の拡大を図り、安定的な農業経営体を育成するとともに農地の効率的利用促進するため平成二十年度から「農地利用集積促進事業」を実施している。

事業内容は、利用権の設定を新たに行った、又は利用権設定を受けた認定農業者に奨励金を交付し、認定農業者の育成・確保、優良農用地の効率的利用の促進及び耕作放棄地化を防止するものとなっている。

要件について平成二十五年度から①利用権設定の期間を六年以上から五年以上に緩和、②受け手となる認定農業者の経営耕地面積の要件については当該市町村平均の概ね二倍(中山間地域は概ね一・五倍)を超えてない場合でも、当該市町村の認定農業者の平均を超えれば対象とする改正を行うこととしている。

なお、集積対象者については、担い手である認定農業者へのメリット措置の側面もあるため、現行どおりとする。

経営規模拡大を図ろうとする一般農業者に対しては認定農業者への誘導を図り、安定的な農業経営体として各種支援の対象とし、育成を図りたいと考えている。

十二 六次産業化推進支援制度の創設について

◇回答

本県では、地域農産物を原材料とした農産加工品をはじめ、地域の食文化を取り入れた農家レストランや農産物直売所等、二百八十六の農村女性起業(平成二十四年三月現在)が活動を展開しているが、売り上げ金額三百万円以下の起業が半数以上を占めている状況にある。

貴会の要望書に記載されているとおり、国の「農業主導型六次産業化整備事業」においては、比較的大規模の大きい農業生産法人でないとい実現困難な成果目標(三千万円以上の売上増加等)が要件となっているなど、本県

の多くの農村女性起業では事業導入が厳しいことから、県では昨年の六月、国に対して、広く生産現場の実態を踏まえた上で、農村女性起業等であっても事業を活用し、地域を支える六次産業として成長できるように要望したところである。

また、地域資源を活用した六次産業化を推進するため、平成二十四年度に新設された「はばたけ！ぐんまの担い手支援事業」により必要な施設整備を対応できるようにしてあり、地域の活性化や高付加価値化に役立つ創意工夫をこらした取組を総合的に支援している。

国からは、「ハード事業については、個人の財産に直接なってしまうものもあるので、補助として出すのは非常に難しい。補助事業要件緩和等については引き続き検討していきたい。」との回答であった。

このことから、県では引き続き機会を捉え、国に対して要望していきたい。

十三 ハツ場ダムの建設 推進について

◇回答

県では、これまで生活再建を含めたハツ場ダム建設の基本計画どおりの完成を国に対して強く要望してきたところである。

昨年十二月、衆議院議員総選挙で新政権に交代したことから、大澤知事は、十二月二十七日自由民主党執行部に対して、今年一月十一日には、新たに就任した太田国土交通大臣に対して、「ハツ場ダム本体の早期着工と生活再建事業の早期完成」を要望したところである。

また、一月二十九日に閣議決定された平成二十五年度政府予算案に「早期完成に向けて取り組みを進める」との基本的な方針に沿って、本体工事の準備に必要な関連工事費十八億円を含むハツ場ダム建設事業費約九十八億円が計上された。

県としては、地元の皆さんがこれ以上、将来への不安や不便な生活に苦しむことのないよう、一刻も早くダム本体関連工事に着手し、最大限工期短縮に努力して早期に完成させるとともに、ダム湖を前提として進めている生活再建事業の早期完成に全力で取り組むよう、今後とも引き続き、一都四県と連携して、政府及び国会に対して強く求め

て参りたい。

十四 上信自動車道の整備 推進について

◇回答

吾妻地域の整備区間については、一日も早い完成を目指して、事業を推進しているところである。

十五 駒寄スマートIC へのアクセス道路（県 道前橋・南新井線）の 早期整備並びに前橋南 ICへのアクセス道路 の南への延伸及び利根 川新橋の架設について

◇回答

（一）駒寄スマートICへのアクセス道路（県道前橋・南新井線）の早期整備について

県道南新井前橋線バイパスは、榛東村・吉岡町など榛名東麓地域や赤城南麓地域から、関越自動車道にアクセスする広域道路である。

県道前橋伊香保線大松交差点

ハツ場バイパス（約九キロメートル）

については、平成二十三年十二月に全線開通しており、平成二十五年年度は、松谷地区のJ・R吾妻線切替えに先がけ、J・R仮設

踏切迂回区間の本線シフトに向けた改良工事を推進する。

吾妻西バイパス（約七キロメートル）については、平成二十五年年度、用地買収を推進するとともに、工事に着手する予定。

祖母島・箱島バイパス（約四

キロメートル）については、平成二十四年度に引き続き、用地買収及び工事を推進する。

「調査区間」については、コスト削減に配慮し、整備効果の高い区間から趣旨に沿って、「整備区間」への格上げについて努力してまいりたい。

から関越自動車道西側側道交差点までの「二期工区」は、平成二十四年十二月十四日に完了した。

関越自動車道西側側道交差点から県道高崎渋川線現道までの「二期工区」は、平成二十四年度に新規事業着手したところであり、現地測量、道路詳細設計を実施し、平成二十五年年度は用地補償調査を行い、用地買収に着手する予定である。

2期工区終点から県道高崎渋川線バイパスまでの区間については、周辺道路の整備状況や交通の状況を見ながら検討してまいりたい。

駒寄スマートICは、全長六メートル以下の自動車の利用に限られているため、前橋市と吉岡町が

主体となり、大型車対応の検討を進めているところであり、二市町が実施している勉強会に参加し、情報提供や関係機関との調整など、引き続き技術的な支援を行ってまいりたい。

（二）前橋南ICへのアクセス道路の南への延伸及び利根川新橋の架設について

要望箇所は、福島橋に近いが（約一・七キロメートル）、平成十三年に玉村大橋、横手大橋が整備され、福島橋及び周辺道路の著しい交通渋滞は緩和されている。

・玉村大橋…（主）藤岡大胡線バイパス平成十三年十二月供用
・横手大橋…（主）前橋長湫線バイパス平成十三年三月供用
・利根新橋…東毛広幹道（玉村

伊勢崎バイパス）平成二十六年度完成予定

このため、ご要望の利根川新橋の整備を含めたバイパスの延伸については、東毛広域幹線道路玉村伊勢崎バイパスなど、周辺道路の整備状況や今後の交通の転換状況を踏まえ、県道で整備する必要性の有無も含め、検討してまいりたい。

十六 過疎町村における 県が管理する道路及び 一級河川内の野生動物 の死体処理に係る県の 対応について

◇回答

野生動物を含む動物の死体については、一般廃棄物等として市町村に処理責任があるとされておられ、これら処理について市町村が対応することが原則と考えている。

一方で、道路や河川の管理者には、管理用地の清潔の保持や道路交通の安全確保、河川環境の適正な保全など、管理者としての責務もある。

このことから、市町村から対応困難として支援要請があった

場合には、施設管理者として適切に対応して参りたい。

【参考】動物の死体処理に係る法令等の規定

◆動物の死体一般について

動物の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物とされており、一般廃棄物の収集、運搬、処分は市町村が行わなければならないとされている。

◆所有者の判明しない犬、猫等の動物の死体について

県民等から通報のあった、道路、公園、広場その他公共の場所における所有者が判明しない犬、猫等の動物の死体は、動物の愛護及び管理に関する法律により、都道府県が収容しなければならぬとされているが、本県では、群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、市町村がその事務を行っている。

◆天然記念物の死体について

ニホンカモシカ等天然記念物の死体については、死亡の状況を国（文化庁）に報告する必要があることから、市町村教育委員会が調査後、死体を処理することになる。

十七 「浄化槽エコ補助金」制度の継続について

◇回答

「浄化槽エコ補助金」は、公

共用水域の水質改善を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を集中的に促進する目的で、平成二十三年度単年限りで創設した事業である。平成二十五年度は、個人設置のみ継続して実施する。また平成二十五年度より、単独処理浄化槽等から市町村設置型合併浄化槽に転換する場合に限り、市町村への補助率を六分の一→四分の一に拡充したところである。

県からの回答の総括

①要望実現のために、国への働き掛け等の具体的動きをする（した）事項（十二項目）

一 地方交付税の充実強化について

二 地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

八 「尾瀬学校」の継続実施及び「渡良瀬学校」（仮称）の創設について

九 尾瀬国立公園内の有害鳥獣の捕獲等について

十 農産物の風評被害払拭に向けた取組について

十一 「農地利用集積促進事業」補助金の要件緩和と奨

励金の対象拡大について

十二 六次産業化推進支援制度の創設について

十三 ハッ場ダムの建設推進について

十四 上信自動車道の整備推進について

十五 駒寄スマートICへのアクセス道路（県道前橋・南新井線）の早期整備並びに前橋南ICへのアクセス

道路の南への延伸及び利根川新橋の架設について

十六 過疎町村における県が管理する道路及び一級河川内の野生動物の死体処理に係る県の対応について

十七 「浄化槽エコ補助金」

制度の継続について

②国の政策により改善した事項（二項目）

五 予防接種の国による財源措置等について

六 国の妊婦健康診査臨時特別交付金の継続に関する国への働きかけについて

③現状を維持する事項（三項目）

三 国の出先機関改革について

四 道州制について

七 国民健康保険の運営の広域化について

議会から一燈



群馬県町村議会議長会理事
(神流町議会議長) 田村 利男

トレイルランニングで 町を活性化

神流町は、群馬県の南西部に位置し、東西約十八キロ、南北約十三キロ、面積は一一四・六九平方キロで、東は藤岡市、北は藤岡市及び下仁田町、西は上野村及び南牧村、南は埼玉県秩父市及び小鹿野町と接しています。

標高は神流町役場が約三四〇メートル、中里公民館が約四一五メートル、最高は赤久縄山の一、五三二メートルとなっており、周囲には一、〇〇〇前後の山々が連なっています。

土地の状況は、山々に囲まれているため、平坦地が少なく、林野面積が町の八八・三割に及び、農地としての水田はなく、急峻な地形を利用した段々畑などの農地面積が一・八割となっています。住宅地は、神流川及びその支流に沿うように集落が点在しています。

河川は、町名の由来となった神流川が、町の中央部を西から東へ流れ、多くの支流が注いで



います。また、神流川は、国土交通省関東地方整備局が実施する「関東地方の一級河川における水質調査」において、関東一となるなど毎年上位にランクされています。この、関東屈指の清流「神流川」を会場に、暑い夏を涼しく過ごすイベントを開催しています。会場内に、流れのある水辺を設置し、浮き輪な

どで川下りを楽しめるほか、お子様向けの魚釣り体験や魚の泳ぐ水辺で水遊びもできます。

神流町の恐竜センターは、日本で初めて恐竜の足跡が発見されたのを機に開設されました。恐竜センターでは、これまで発見された貴重な化石を標本とパネルで展示、テーマ性を持った九つのゾーンで構成されています。見るだけでなく化石の発掘体験や化石のレプリカ作成体験など恐竜センターならではの企画も盛りだくさんです。また、キャンプ場も併設されており、アウトドアも楽しんでいただけです。

五月の連休に行われる「鯉のぼり祭り」は、全国から二万人もの人々が訪れる、神流町の一大会イベントです。八百匹の鯉のぼりが泳ぐ下では、「いかだ」に乗って神流川を下る「鯉いかだ下り」や、アトラクションなど、イベントも盛りだくさんであります。さわやかな川風に吹



かれながら五月の連休の一日を鯉のぼりの下で楽しんでいただけです。

神流マウンテンラン&ウォークは、世界最高峰のトレイルランニングレース「ツールド・モンブラン二〇〇九」で三位入賞を果たした日本の第一人者であるランナーが、過疎に悩む神流町の活性化の一助として、地域の人々と一緒になって、神流町をまるごと体感できるトレイルランニングレースを企画した大会であります。大会は二〇〇九年から毎年十一月に開催され、北は北海道、南は福岡県と全国

各地から約八百名の選手が参加し、神流町の山々を走り抜けていきます。また、この大会は、ボランティアや応援などを含めて町民の半数以上が運営に携わっており、地域が一体となって大会を盛り上げています。大会の実行委員会は、町を上げての取り組みが評価され、平成二十四年度過疎地域自立活性化優良事例表彰団体として総務大臣表彰を受賞しています。過疎地域でありながらも一人一人ができることを行い、町外の方との交流が広がり刺激を受けることは、「活力ある町」へとつながり、本大会の最大の目標である地域の活性化へつながるのだと思います。

地方分権が進む中では、今までと違い、地方自治体の自主性が求められ、議会の果たす役割は非常に重要になってきます。私たち議員も何が必要か的確に判断し、町との十分な意思疎通を図りながらその責務を果たして参りたいと思っています。神流町に住む喜びをかみしめることのできる魅力あるまちづくりのため、議員一丸となって誠心誠意努力していきたいと思

高橋会長、五期目へ

県町村議会議長会は、五月二十九日、東京都港区・東京グランドホテルで臨時総会を開催し、任期満了に伴う役員人事を次のとおり決定した。

任期は、平成二十五年六月一日から平成二十七年六月一日まで。

副会長 竹内良太郎（再選）
（長野原町議会議長）

監事 平形 富一夫
（高山村議会議長）



会長 高橋 正（五選）
（榛東村議会議長）

副会長 浅見 武志
（玉村町議会議長）

監事 藤井 富夫
（昭和村議会議長）



当選議長の紹介

北群馬郡榛東村 高橋 正 四月二十日 当選

邑楽郡大泉町 森 昌彦 五月十三日 当選

細田 芳雄（千代田町） 四月一日 理事就任

甘楽郡甘楽町 黛 哲夫 四月三十日 当選

利根郡片品村 飯塚 美明 五月十六日 当選

吉田 恭一（甘楽町） 四月三十日 理事退任

北群馬郡吉岡町 近藤 保 五月八日 当選

邑楽郡邑楽町 本間 恵治 五月二十三日 当選

安田 博敏（大泉町） 五月四日 監事退任

吾妻郡嬭恋村 大久保 守 五月八日 当選

利根郡川場村 吉野 吉壽 五月三十日 当選

菅谷 光重（東吾妻町） 五月十三日 監事退任

吾妻郡長野原町 竹内良太郎 五月十日 当選

青木 一次（上野村） 三月三十一日 副会長退任

石井 輝雄（南牧村） 五月十六日 理事退任

邑楽郡板倉町 野中 嘉之 五月十日 当選

関根 慎市（明和町） 三月三十一日 理事退任

吉野 正篤（川場村） 五月二十日 理事就任

吾妻郡東吾妻町 橋爪 英夫 五月十三日 当選

田村 利男（神流町） 四月一日 理事就任

吉野 正篤（川場村） 五月三十日 理事退任

議長会役員の異動

県町村議会議長会臨時総会を開催



「生きる」意味をかみしめる

町村議会議長・事務局長研修会

五月二十九日

東京グランドホテル

県町村議会議長会は、五月二十九日（水）・三十日（木）の両日、東京グランドホテルで臨時総会に引き続き議長・事務局長研修を開催した。

最初に講演に立った元全国都道府県議会議長会議事調査部長野村講師は、議会運営で議長や事務局長が留意しなければならない事柄や、災害時の議会としての対応等を説いた。

また、岩手県大槌町の平野総務部長は、「あの東日本大震災津波から二年、その経験と教訓

を語り継ぐ」と題する講演を涙ながらに行い、「生きる」ということの意味や価値、重さを強く認識させてくれた。

続いての株式会社独立総合研究所の青山講師は、「祖国と日本経済は甦る」と題する講演の中で、アベノミクスは何が希望で、何が課題かを語り、我が国は必ず甦ると断じた。

研修 科目



元全国都道府県議会議長会議事調査部長

野村

稔氏

「議会の運営について」



株式会社独立総合研究所
代表取締役兼首席研究員

青山
繁

晴氏

「祖国と日本経済は
甦る」

岩手県大槌町総務部長

平野
公三氏



「あの東日本大震災津波から二年、
その経験と教訓を語り継ぐ」

平成25年度サマー宝くじ

サマージャンボ・2000万サマー

ジャンボは今年も
5億円!

いよいよサマー宝くじのシーズンがやってまいります。

今年の「サマージャンボ」は、1等が3億円、前後賞は各1億円と億万長者が大幅UP!

1等前後賞合わせれば5億円の大チャンスです。

もちろん大好評の「2000万サマー」も同時発売いたします。

サマージャンボで5億円をねらうか、はたまた1等2千万円が450本の2000万サマーに賭けるかはあなた次第!!

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

一人でも多くのおみなさま方にぜひとも群馬県内でのご購入をお願いいたします。

発売目的

市町村財政の充実を図ることを目的として発売されています。この収益金は、市町村の振興事業に役立てられています。

発売概要

発売期間：平成25年7月10日(水)～8月2日(金)

抽せん日：平成25年8月13日(火)

当せん金

【サマージャンボ宝くじ】

等 級	当せん金	本 数	
		1ユニット	26ユニット
1 等	3億円	1本	26本
1等の前後賞	1億円	2本	52本
1等組違い賞	10万円	99本	2,574本
2 等	500万円	2本	52本
3 等	100万円	100本	2,600本
4 等	1万円	10,000本	260,000本
5 等	3,000円	100,000本	2,600,000本
6 等	300円	1,000,000本	26,000,000本
サマーバージョン賞	10万円	1,000本	26,000本

【2000万サマー】

等 級	当せん金	本 数	
		1ユニット	9ユニット
1 等	2,000万円	50本	450本
1等の前後賞	10万円	100本	900本
2 等	5,000円	30,000本	270,000本
3 等	300円	1,000,000本	9,000,000本



収益金等

①収益金の用途

緊急災害発生時の災害支援や市町村の緊急の施設整備事業等への融資、その他市町村に関わる振興事業（コミュニティづくり支援事業助成等）などに活用されています。

②収益金の配分

次のような算出方法で配分されています。

- (1) 県内の市町村数を勘案した均等割額
- (2) 人口割額
- (3) 前年度の各都道府県での発売実績割額

群馬県内での売上が多ければ多いほど本県への配分も多くなりますので、ぜひ群馬県内の売場でお買い求めください。

お問い合わせ先 公益財団法人群馬県市町村振興協会

TEL 027-290-1350

<http://www.npogunma.net/gunma-shinko/>

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

(傷害総合保険)

- 保険期間 毎年7月1日午後4時から1年間(随時加入できます。)
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議会事務局職員、系統町村議会議長会職員

補償の対象となる場合(例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。)

ケ
ガ

加入者
(議員)
ご本人

および

配偶者

(夫婦型に
ご加入の場合)



演説中・公務中の事故



車での移動中の事故



飛行機搭乗中の事故



スポーツ中の事故



包丁で指を切った



ドアにぶつかりケガをした



階段で転んでケガをした

夫婦型のご加入をおすすめいたします

個人賠償責任



自転車では人にぶつかりケガをさせた



飼った犬が他人に噛みつけた



同居の子ども・孫が他人のものを破損した



買い物中に誤って商品をこわした

保険金額と掛金(保険料+制度運営費)

(注)本人型と夫婦型は、重複して加入できません。

(保険期間1年間 年齢別加入額) 年払の場合

加入タイプ		本人型		夫婦型	
ケガの補償の対象者		加入者(議員・議会事務局職員)本人	配偶者	加入者(議員・議会事務局職員)本人	配偶者
補償内容		保険金額		保険金額	
ケガ	死亡	1,558万円	1,075万円	1,558万円	1,075万円
	交通死亡	800万円	600万円	800万円	600万円
	入院	日額8,000円	日額8,000円	日額8,000円	日額8,000円
	交通入院	日額4,000円	日額4,000円	日額4,000円	日額4,000円
	手術	8万円・16万円・32万円	8万円・16万円・32万円	8万円・16万円・32万円	8万円・16万円・32万円
	交通手術	4万円・8万円・16万円	4万円・8万円・16万円	4万円・8万円・16万円	4万円・8万円・16万円
通院	交通通院	日額2,500円	日額2,500円	日額2,500円	日額2,500円
	交通以外のケガ	日額1,500円	日額1,500円	日額1,500円	日額1,500円
個人賠償責任		最高 5,000万円 (自己負担額なし)		最高 5,000万円 (自己負担額なし)	
保険料		20,000円		33,000円	
事務運営費		2,000円		2,000円	
掛金(保険料+事務運営費)		22,000円		35,000円	

本年度は、約15%(注)の割引となります。

(注)団体割引30%、過去の損害率による割引35%、大口割引10%を乗算しています。

制度の特長

- 町村議会議員の皆さまがご加入いただける制度です。
- 議会議員を退職後も、継続してご加入いただけます。(掛金のお支払いは口座振替となります。)
- 公務中のケガから日常生活のケガまで、国内・国外を問わず24時間補償します。
- 地震によるケガも補償します。
- 加入の際、医師の診査などは不要で、年齢に関係なくご加入いただけます。

○ご加入のお申込みは○
町村議会事務局まで

新規・中途加入者の掛金(保険料+制度運営費)

補償開始日	掛金		補償開始日	掛金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
7月1日	22,000円(保険料20,000円)	35,000円(保険料33,000円)	1月1日	11,000円(保険料10,010円)	17,500円(保険料16,520円)
8月1日	20,200円(保険料18,340円)	32,100円(保険料30,260円)	2月1日	9,200円(保険料8,340円)	14,600円(保険料13,750円)
9月1日	18,400円(保険料16,670円)	29,200円(保険料27,500円)	3月1日	7,400円(保険料6,660円)	11,700円(保険料11,000円)
10月1日	16,500円(保険料15,000円)	26,300円(保険料24,760円)	4月1日	5,500円(保険料5,010円)	8,800円(保険料8,260円)
11月1日	14,700円(保険料13,340円)	23,400円(保険料22,000円)	5月1日	3,700円(保険料3,340円)	5,900円(保険料5,510円)
12月1日	12,900円(保険料11,670円)	20,500円(保険料19,260円)	6月1日	1,900円(保険料1,670円)	3,000円(保険料2,750円)

全国町村議会議員互助会(保険契約者)

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

- 本保険制度は、株式会社損害保険ジャパンを幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独賠償に保険契約上の責任を負います。引受保険会社と引受割合については、取扱代理店までお問い合わせください。
- ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- この広告の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
- 取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830
- 幹事引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第二部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 03-3349-3287

SJ12-13287 2013年3月8日作成

日本がTPP（環太平洋経済連携協定）の参加国から交渉参加を認められ、七月の会合から参加することになった。TPPによって、安い農産物が輸入されるようになれば、日本の農業は壊滅的な打撃を受けることは必至だろう。

一方、農林水産省では、TPP批准後を見据えた、強い農業の確立を目指した「食料戦略室」が設けられた。そこでは、小規模農家を切り捨て、主業農家（※）へ徹底投資することで「農家を守る」から「農業を守る」という大胆な方針転換をしようと動き出す。

外国資本が水資源を求めて日本の森林地帯を買い占めている現実を見ると、この話もあながちフィクションとは思えなくなる。世界的な食糧危機が起きた場合、農産物を生産している国では、まず自国民の腹を満たすことを優先するだろう。

おすすめの冊



『黙示』

真山 仁著

新潮社

提とならなければ、メリットとは言えなくなる。

TPP参加に向けて日本は、食の安全として遺伝子組み換え表示義務の維持や農薬あるいは添加物の国内安全基準の維持を訴えるとしているが…。

今回ご紹介する本は、真山仁著「黙示」（新潮社）です。NHKでドラマ化された「ハゲタカ」の原作者と言え、この物語では、農薬散布用

世界食糧会議に出席した日本の農相は、大干ばつに見舞われた農業大国のアメリカが、各国に食糧の緊急支援を求める様子にショックを受けていたブラジルやアルゼンチンでも干ばつ被害が出ており、通常通りの輸出入を確保できるかも未知数だと回答される。

※「主業農家」とは、農業所得が主（農業所得の五〇以上が農業所得）で、一年間に六十日以上自営農業に従事している六十五歳未満の世帯員がいる農家をいう。

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日程	会場
第一回町村職員採用資格統一試験	7月28日(日)	実施町村指定会場
人事評価実務研修会	8月6日(火)	群馬県市町村会館 大研修室
群馬県市町村総合事務組合議会臨時会	8月19日(月)	群馬県市町村会館 特別会議室
第二回町村職員採用資格統一試験	9月22日(日)	実施町村指定会場
関東町村会トップマネジメントセミナー	10月2日(火)～3日(水)	東京都 全国町村会館
全国町村長大会	11月20日(水)	東京都 NHKホール

群馬県町村議会議長会関係	日程	会場
役員会	7月23日(火)	群馬県市町村会館
監査委員全国研修会	10月8日(火)～9日(水)	東京・メルパルクホール
役員会	10月16日(水)～17日(木)	県内
町村議会議員研修会	10月24日(水)	吉岡町文化センター
町村議会議長全国大会	11月13日(水)	東京・NHKホール
議会広報研修会	11月27日(水)	群馬県市町村会館

群馬県町村会のホームページ掲載情報

<http://www.gck.gr.jp/>

県内の「町村長の主張」を中心に、全国町村会の各種要望、各種研修日程等を掲載しています。

《掲載情報》

- ・道州制推進基本法案に関する全国町村会長の全国会議員への書簡（全国町村会HP）
- ・本会定期総会における宣言及び決議
- ・ハッ場ダム建設推進に関する決議
- ・過去の宣言及び決議
- ・災害共済事業の案内
- ・平成25年度本会主催の研修日程
- ・平成25年度町村職員研修ガイド
- ・市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）研修一覧
- ・市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）研修一覧
- ・自治大学校研修計画
- ・平成25年度町村職員採用資格統一試験案内
- ・群馬自治掲載コラム
- ・おすすめの冊
- ・パソコン活用法
- ・個人情報等保護関係
- ・関係団体へのリンク